



吉川市内の自然災害碑

～先人が残した水害の記録～



写真は平成5年・平成17年の台風通過時の様子

作成：吉川市教育委員会 生涯学習課 文化財保護担当

◆石仏 大威徳明王とは

※にごうはんりょう 二郷半領内の地域の領民が、^{あんえい}安永元年(1772)、2年(1773)の水害に対して、水難除けとして安永3年(1774)に建てた大威徳明王の石仏です。

大威徳明王は^{ふどうみょうおう}不動明王などの五大明王の一つで、大威徳とは大きな威力の徳性を持つという意味です。その姿は三つの顔、六本の手足を持ち、怒りの表情で水牛の上にまたがっています。造立当時は、川の中のおそろしい水牛が暴れて水害を起こすという考えがあったので、水牛の上にまたがり、押さえる姿になっています。

現在、この石仏は市指定文化財（有形民俗）に指定されています。

※二郷半領・・現在の吉川市（^{みわのえ}三輪野江・吉川地区）・^{みさと}三郷市



高さ 127.0 cm 幅 58.0 cm
奥行 54.5 cm

◆碑文の内容

碑文には「平和な時代が久しく栄え、いろいろな納め物を積んだ船が江戸へ行く。その川の淵にひそんでいる水牛が、水の量が増えた時に、荒々しく川を渡り堤を壊してしまう。そのため何年も、たくさんの村々が畑の野菜や稲を腐らせてしまうのは、憎んでも憎み足りない。昔、外国で^{わにまつふさ}鱒神を祀って塞いだ例がある。わが日本では、^{たいらのきよもり}平清盛が港を築いた例や、^{あづまのくに}東国^{さかわがわ}の酒匂川にお経の文字が書かれた石を使って築いた堤が、がちりちりと固まっている。だから大威徳明王の威徳で水牛の角が折れて、長い年月を経過しても水をもらすな。」と、領民の水害への思いと造立に至る祈念が記されています。

※東国の酒匂川・・現在の神奈川県^の酒匂川

◆安永元年と安永2年の水害

江戸時代、江戸川と並行するように庄内古川という川が流れ、加藤の落とし口で両河川はつながっていました。吉屋村の庄内古川に^{いりひ}入樋（水門）が設けられていましたが、大雨になるとその入樋が江戸川からの逆流で壊され、水害が起きました。

この水害で、「田畑は一面水につかり、家の床上まで浸水し、稲や麦の種は水で腐ってしまった。そのため食料にも困り、食料代、種代を代官から借り入れたい」という記述が、大膳村（現在の三郷市）の古文書に見えます。



背面

所在地：大字川藤

木売落悪水路敷地（県道川藤野田線沿い）

◆協同碑とは

明治 23 年(1890)8 月の水害時に、旭村（現在の吉川市旭地区）と松伏領村（現在の松伏町）の人々が共同で防水にあたり、水害を防いだことを記念して、明治 27 年(1894)12 月に建てた石碑です。



高さ 175.5 cm 幅 133.0 cm

奥行（上部）6.0 cm （下部）20.0 cm

◆碑文の内容

碑文には、前半部分は「明治 23 年 8 月 22 日頃より川の水が増し、利根川は栗橋で^{※1}1丈 6 尺、江戸川は金杉で^{※2}1丈 5 尺にもなった。かつてない洪水で、中条堤（現在の熊谷市・行田市）が 25 日に破られ古利根川が氾濫した。27 日には二郷半領の戸ヶ崎門樋の南側が破られ、29 日には吉川村木売が破られ、二郷半領は果てしない海のようになり家屋を没した。」などと洪水に至る経緯が記されています。

後半部分は「そのため旭、松伏の二村は協力して川藤から鍋小路に至る^{※3}数百間の道路等に土俵を五段積み重ね、皆、力を尽くし、昼夜防禦すること十二日にして、ようやく水害から逃れることが出来た。そして、このことを^{しる}記して、子孫である人たちにも伝え、^{なが}永くこの美事を語り継がせたい。」ということが記されています。

記念碑の裏には、旭村及び松伏領村の発起人や水防に参加した人々の名前が刻まれています。その中には旭村村長を務め、県会議員にもなった中村綱太郎^{つなたろう}の名前も見えます。

※1・・・約 4.8 メートル ※2・・・約 4.5 メートル ※3・・・数百メートル

◆明治 23 年の水害の影響

明治 23 年の水害では、埼玉県では被害町村数 326、死者 16 人、負傷者 1 人、家屋の流失 720 戸、破損・倒壊 2,375 戸、浸水家屋 6 万 9,650 戸と大きな被害となりました。二郷半領では家屋は水没し、海のようになったといえます。

また、栃木県では洪水が鉱毒を広げ、農業被害などから足尾鉱毒事件が表面化することになりました。

同年、「治水協会」が結成され、政府に対して河川法の制定を求めました。このことが、後の明治 29 年（1896）に制定される近代的な河川管理を規定した河川法のきっかけとなります。

このように明治 23 年の水害はその後にも大きな影響を与えました。

◆重修加藤樋之碑とは

明治 29 年(1896)9 月の水害で壊れた水路を直したことを記念して、明治 33 年(1900)4 月に建てられた石碑です。

題額は、石碑が建てられた当時、東京府知事だった千家尊福が揮毫しています。千家尊福は、明治 27 年(1894)から同 30 年(1897)まで埼玉県知事を務め、県知事時代には吉川小学校の校歌を作詞しています。



高さ 166.5 cm 幅 92.0 cm
奥行(上部) 3.0 cm (下部) 22.0 cm

◆碑文の内容

「明治 29 年、秋の長雨で利根川が氾濫して、堤防が決壊した。吉屋と加藤の被害は特にひどく、稲田は砂地や池のようになってしまった。加藤周助と互井嘉助は悲嘆にくれながらも、新しい水路を作ることを考えた。三輪野江村長平本蔵之輔、早稲田(現在の三郷市)村長斎藤育三郎らがその案に賛成し、当時の知事だった千家尊福が了承して、明くる年の二月に工事が始まった。」と水路を作る経緯が漢文調で書かれています。

また、「水路の長さは五百余間、幅は三間あり、吉屋から加藤を通して水門になる。数カ月にはわたる工事の費用は、およそ三千元であった。この事業は、周助、嘉助によるところが大きい。吉屋、加藤の住民でこの水路をほめたたえ、近頃では記念碑を建てようと思わない者はいなかった。」と水路の規模や工費、記念碑を建てるに至った経緯も書かれています。

そして碑文の終わりには、北中葛飾郡長で碑文を書いた須藤周三郎の、上記の内容をたたえる漢詩が記されています。

◆明治 20 年～30 年頃の時代背景

明治 29 年、河川法が制定されます。従来、川の維持管理は旧来の村や共同体が行っていましたが、河川法により、河川の管理は地方行政が行い、管理費は府県が負担することとなりました。また、河川の維持修繕は、国庫から支出することができるようになりました。

明治 23 年に表面化した足尾鉍毒問題は、明治 33 年には、鉍業停止請願のため東京に向かって出発した鉍毒被害の農民たちが、川俣村(現在の群馬県明和町)で警官・憲兵に弾圧される事件となりました。

こうした社会情勢を背景に、当時は、人々の治水に対する関心が高まった時代でした。そのため吉屋、加藤に新しい水路を作る許可が、速やかに出されたと考えられます。